指定訪問リハビリテーション事業 重要事項説明書 (介護保険)

利用者

様

社会福祉法人 函館厚生院ななえ新病院 訪問リハビリテーション事業所

訪問リハビリテーション 重要事項説明書

(訪問リハビリテーション及び介護予防訪問リハビリテーション事業)

指定訪問リハビリテーションサービスについて、契約を締結する前に知っておいていただきたい内容を、説明いたします。わからないこと、わかりにくいことがあれば、遠慮なく質問をしてください。

この「重要事項説明書」は、「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成11年厚生省令第37号)」第8条の規定に基づき、指定訪問リハビリテーションサービス提供契約締結に際して、ご注意いただきたいことを説明するものです。

1 指定訪問リハビリテーションサービスを提供する事業者について

事業者名称	社会福祉法人 函館厚生院
開設者氏名	理事長 髙田 竹人
法 人 所 在 地	函館市本町34番8-1号
(連絡先及び電話番号等)	0138 (51) 9588

2 利用者に対してのサービス提供を実施する事業所について

(1) 事業所の所在地等

事業所名称	社会福祉法人 函館厚生院 ななえ新病院 訪問リハビリテーション事業所	
介護保険指定事業所番号	0111513149	
事業所所在地電話番号	亀田郡七飯町本町7丁目657番地5代表電話 0138(65)2525	
事業所代表者	管理者 髙金 明典	
通常の事業の 実施地域	七飯町 函館市 北斗市(ただし、事業所より半径10㎞未満に限る)	

(2) 事業の目的及び運営の方針

	社会福祉法人函館厚生院が行う訪問リハビリテーションの適正な運営を
	確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の管理者や
事業の目的	
	を認めた利用者に対し、適正な訪問リハビリテーションを提供することを
	目的とします。

運営の方針

事業所は利用者が要介護状態等においても、心身の特性を踏まえて、 全体的な日常生活動作の維持、回復を図るとともに生活の質の確保を重視 した在宅生活が継続できるように支援します。また、利用者の意思及び人 格を尊重し、常に利用者の立場に立ってサービスの提供に務めます。

事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスの提供主体との密接な連携を図ります。

(3) 事業所窓口の営業日及び営業時間

営	業	日	月曜日から金曜日まで (国民の祝日、12月31日~1月3日までの期間を除く)
営	業時	間	午前9時00分~午後5時30分まで

^{*}営業日以外のご利用も相談に応じます。

(4) サービス提供可能な日と時間帯

サービス提供日	月曜日から金曜日まで (国民の祝日、12月31日~1月3日までの期間を除く)
サービス提供時間	午前9時30分~午後4時30分

(5) 事業所の職員体制

管理者	管理者 (医師)	髙金 明典(常勤兼務)	
-----	----------	-------------	--

医 師 2名(常勤兼務)以上 理学療法士または作業療法士 1名(常勤兼務)以上

3 提供するサービスの内容及び費用について

(1) 提供するサービスの内容について

サービス区分と種類	サ ー ビ ス の 内 容
訪問リハビリテーション 計画の作成	主治医の指示及び利用者に係る居宅介護支援事業者が作成した 居宅サービス計画(ケアプラン)に基づき、利用者の意向や心 身の状況等のアセスメントを行い、援助の目標に応じて具体的 なサービス内容を定めた訪問リハビリテーション計画を作成し ます。
訪問リハビリテーション の提供	訪問リハビリテーション計画に基づき、訪問リハビリテーションを提供します。 具体的な訪問リハビリテーションの内容 ① 機能回復訓練 各利用者の状況に適した機能訓練を行い、生活機能の維持・改善に努めます。 ② 日常生活動作訓練 食事・入浴・排泄・着替え等の日常生活動作の援助を行うと共に、自立に向けて訓練を行います。 ③ 相談及び援助 当事業所は、利用者およびそのご家族から、いかなる相談についても誠意をもって応じ、可能な限り必要な援助を行うよう努めます。

(2) 事業所職員の禁止行為

事業所職員はサービスの提供に当たって、次の行為は行いません。

- ① 利用者又は家族の金銭、預貯金通帳、証書、書類などの預かり
- ② 利用者又は家族からの金銭、物品、飲食の授受
- ③ 利用者の同居家族に対するサービス提供
- ④ 利用者の居宅での飲酒、喫煙、飲食
- ⑤ 身体拘束その他利用者の行動を制限する行為(利用者又は第三者等の生命や身体を保護 するため緊急やむを得ない場合を除く)
- ⑥ その他利用者又は家族等に対して行なう宗教活動、政治活動、営利活動、その他迷惑行 為
- (3) サービス利用料について (別紙 利用料金一覧をご覧下さい)
- ※ サービス提供時間数は、実際にサービス提供に要した時間ではなく、居宅サービス計画及 び訪問リハビリテーション計画に位置付けられた時間数(計画時間数)によるものとしま す。なお、計画時間数とサービス提供時間数が大幅に異なる場合は、利用者の同意を得て、 居宅サービス計画の変更の援助を行うとともに訪問リハビリテーション計画の見直しを行 ないます。

4 その他の費用について

	利用者の居宅が、通常の事業の実施地域以外の場合、運営規程の定め
交通費	に基づき、交通費の実費を請求いたします。

5 利用料、利用者負担額その他の費用の請求及び支払い方法について

① 利用料、利用者負担額、 その他の費用の請求方 法等	ア 利用料、利用者負担額及びその他の費用の額はサービス提供ごとに計算し、利用月ごとの合計金額により請求いたします。 イ 上記に係る請求書は、利用明細を添えて利用月の翌月10日以降に利用者にお届け又は郵送します。
② 利用料、利用者負担額、 その他の費用の支払い 方法等	ア サービス提供の都度お渡しするサービス提供記録の利用者 控えと内容を照合のうえ、請求を受領してから2週間以内 に、下記のいずれかの方法によりお支払い下さい。 (ア)訪問時に現金支払い (イ)病院窓口支払い (ウ)事業所指定口座への振り込み イ お支払いの確認をしましたら、支払い方法の如何によらず、 領収書をお渡ししますので、必ず保管されますようお願い します。(医療費控除の還付請求の際に必要となることがあ ります。)

※ 利用料、利用者負担額(介護保険を適用する場合)及びその他の費用の支払いについて、 正当な理由がないにもかかわらず、支払い期日から2ケ月以上遅延した場合には、サービ ス提供の契約を解除した上で、未払い分をお支払いいただきます。

6 サービスの提供にあたって

- (1) サービスの提供に先立って、介護保険被保険者証に記載された内容(被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間)を確認させていただきます。被保険者の住所などに変更があった場合は速やかに当事業所にお知らせください。
- (2) 利用者が要介護認定を受けていない場合は、利用者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行います。また、居宅介護支援が利用者に対して行われていない等の場合であって、必要と認められるときは、要介護認定の更新の申請が、遅くとも利用者が受けている要介護認定の有効期間が終了する30日前にはなされるよう、必要な援助を行うものとします。
- (3) 主治医の指示並びに利用者に係る居宅介護支援事業者が作成する「居宅サービス計画(ケアプラン)」に基づき、利用者及び家族の意向を踏まえて、「訪問リハビリテーション計画」を作成します。なお、作成した「訪問リハビリテーション計画」は、利用者又は家族にその内容を説明いたしますので、ご確認いただくようお願いします
- (4) サービス提供は「訪問リハビリテーション計画」に基づいて行ないます。なお、「訪問リハビリテーション計画」は、利用者等の心身の状況や意向などの変化により、必要に応じて変更することができます
- (5) 事業所職員に対するサービス提供に関する具体的な指示や命令は、すべて当事業所が行ないますが、実際の提供にあたっては、利用者の心身の状況や意向に充分な配慮を行ないます。
- (6) サービス利用中に職員の写真や動画撮影、録音等は禁止いたします。また無断で SNS 等に掲載することはお断りいたします。

7 秘密の保持と個人情報の保護について

· No Hard at Missa — Her Alla Inter Misson —	
① 利用者及びその家族に関する秘密の保持について	 事業所は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」、「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン」及び「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し、適切な取扱いに努めるものとします。 事業所及び事業所の使用する者(以下「従業者」という。)は、サービス提供をする上で知り得た利用者及びその家族の秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。 また、この秘密を保持する義務は、サービス提供契約が終了した後においても継続します。 事業所は、従業者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者である期間及び従業者でなくなった後においても、その秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容とします。
② 個人情報の保護について	 事業所は、利用者から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いません。また、利用者の家族の個人情報についても、予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等で利用者の家族の個人情報を用いません。 事業所は、利用者及びその家族に関する個人情報が含まれる記録物(紙によるものの他、電磁的記録を含む。)については、善良な管理者の注意をもって管理し、また処分の際にも第三者への漏洩を防止するものとします。 事業所が管理する情報については、利用者の求めに応じてその内容を開示することとし、開示の結果、情報の訂正、追加または削除を求められた場合は、遅滞なく調査を行い、利用目的の達成に必要な範囲内で訂正等を行うものとします。(開示に際して複写料などが必要な場合は利用者の負担となります。)

8 ハラスメントについて

当事業所は、利用者に適切なリハビリテーションを提供するために職場及びサービス提供 の現場におけるハラスメントの防止に向け取り組みます。

- (1) 優越的な関係を背景とした言動や、業務の適正な範囲を超える次のような行為は組織として許容しません。(従業者、他事業者、利用者及び家族等が対象となります)
 - ① 身体的な力を使って危害を及ぼす(及ぼされそうになった)行為
 - ② 個人の尊厳や人格を言葉や態度によって傷つけたり、おとしめたりする行為
 - ③ 意に沿わない性的言動、好意的態度の要求等、性的ないやがらせ行為
- (2) ハラスメントが発生した場合、指針などを基に即座に対応し再発防止策を検討します。

- (3) 従業者に対し、ハラスメント防止のために基本的な考え方について研修を行っています。
- (4) ハラスメントと判断された場合には、関係機関への連絡、相談し、環境改善に対する必要な措置、利用契約の解約等の措置を講じます。

9 高齢者虐待防止について

当事業所は、利用者等の人権の擁護・虐待の発生又はその再発を防止するために、次のとおり必要な措置を講じます。

- (1) 虐待防止に関する担当者を選定しています。
- (2) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催し、その結果について従業者に周知徹底を図ります。
- (3) 虐待防止のための指針を整備しています。
- (4) 従業者に対し、虐待防止のための研修を定期的に実施しています。

10 業務継続計画の策定について

当事業所は、感染症や非常災害の発生時において、サービス提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(業務継続計画)を策定し、当該業務継続計画に従い、必要な措置を講じるものとします。

- (1) 従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施します。
- (2) 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて変更を行います。

11 衛生管理について

当事業所は、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講じるものとします。

- (1) 従業者の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行います。
- (2) 事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めます。
- (3) 事業において感染症が発生し、又はまん延しないように、次ぎのとおり必要な措置を講じます。
 - ① 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会をおおむね6ヵ月に1回以上開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図ります。
 - ② 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備しています。
 - ③ 従業者に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的に実施します。

12 緊急時の対応方法について

サービス提供中に、利用者に病状の急変や、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医への連絡し、必要な処置を行い、利用者の家族または身元引受人にも連絡します。

13 事故発生時の対応方法について

利用者に対する指定訪問リハビリテーションの提供により事故が発生した場合は、速やかに利用者の家族または身元引受人に連絡を行うとともに、市町村への事故報告書等の必要な措置を講じます。

また、利用者に対する指定訪問リハビリテーションの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

14 身分証携行義務について

事業所職員は、常に身分証を携行し、初回訪問時及び利用者または利用者の家族から提示を求められた時は、いつでも身分証を提示します。

15 サービス提供の記録について

- ① 指定訪問リハビリテーションの実施ごとに、サービス提供の記録を行うこととし、その 記録はサービスを提供した日から5年間保存します。
- ② 利用者は、事業所に対して保存されるサービス提供記録の閲覧及び複写物の交付を請求することができます。

16 サービス提供に関する第三者評価について

当事業所では行なっておりません。

17 サービス提供に関する相談、苦情について

提供した指定訪問リハビリテーションに係る利用者及びその家族からの相談及び苦情を受け付けるための窓口を設置しております。

(1) 苦情申立の窓口

【事業所の窓口】 ななえ新病院訪問リハビリテーショ ン事業所	所 在 地 亀田郡七飯町本町7丁目657番地5 電話番号0138-65-2525ファックス番号0138-65-3769 受付時間 9:00~17:00
【市町村(保険者)の窓口】 七飯町民生部福祉課	所 在 地 亀田郡七飯町本町6丁目1番1号 電話番号0138-65-2511ファックス番号0138-65-9280 受付時間 8:30~17:00
【公的団体の窓口】 北海道国民健康保険団体連合会	所 在 地 札幌市中央区南 2 条西 14 丁目 国保会館 電話番号 011-231-5175 ファックス番号 011-233-2178 受付時間 9:00~17:00 (土日・祝日を除く)

重要事項説明の年月日

年	月	日	
	年	年 月	年 月 日

指定訪問リハビリテーション及び指定介護予防訪問リハビリテーションサービス契約の締結にあたり、本書面に基づいて、上記重要事項の内容について説明を行いました。

事	所	在	地	亀田郡七飯町本町7丁目6	57番地5	
業	事	業所	名	社会福祉法人函館厚生院 ーション事業所	ななえ新病院	訪問リハビリテ
所	説明者氏名		名			

私は、本書面により、事業所から指定訪問リハビリテーション及び指定介護予防訪問リハビリテーションサービスについて重要事項の説明を受けました。

利用者	住所	
	氏名	
身元引受人 (家族等)	住所	
	氏名	
	続柄	